

小田原市立富水小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に関する学校の考え方

(1) いじめ対策の基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、人間として絶対許されない行為です。

そこで、本校の教職員は、「いじめは、全ての児童に関係する問題である」という基本認識に立ち、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの防止等の対策に全力で努めていきます。

(2) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分に理解させる必要があります。

そこで、「いじめをしない、させない、ゆるさない」をキーワードとし、いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発を図るとともに、家庭、地域社会、関係諸機関との連携の下、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」「解消」に努めます。

2 いじめ防止等に関する内容

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」「解消」に向け、適切に取り組むことが必要です。

そこで、教職員全員が、いじめを絶対に許さないという毅然とした態度を持つとともに、常に次のような視点を意識し、児童への指導にあたります。

- * 児童の悩みを、敏感に察知していく。
- * いじめの疑いがある児童や相談があった児童がいた場合は、迅速に対応する。
- * 一人ひとりに命の大切さを投げかけ、良好な人間関係をつくっていく。

(1) いじめの未然防止のための取組

①集団を育てる

- ・ 子どもの心に寄り添った学級経営
- ・ 全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり
- ・ 元気いっぱい全校集団づくり（異学年交流・自発的な委員会活動）

②「命を大切にできる心」「他者を尊重し、多様性を認め合う思いやる力」を育てる

- ・ 心に響く「道徳の時間」、人権パンフレットを活用した「いじめ防止学習」
- ・ 保護者・地域との連携と情報共有のための学校だよりの発行
- ・ おだわらっ子の約束と挨拶運動の実践
- ・ 自然とのふれあい体験学習

③教職員の人権感覚を高める

- ・ 不祥事防止研修会
- ・ 人権研修会

(2) いじめの早期発見のための取組

①児童の様子を観察

- ・ 健康観察時の声や表情
- ・ 授業中の反応
- ・ けんかやふざけあいの背景の調査

②ハートほっとタイムなどの実施

- ・ 定期的・継続的なアンケート（月に1回）
- ・ 日常的な児童からの聞き取り（悩みを話せる良好な人間関係づくり）

③教育相談の実施

- ・ 定期的な実施（4月、7月、12月）
- ・ 担任に限らず、多くの関わりを通しての教育相談

(3) いじめの早期解決のための取組

①迅速に

- ・ まずはすぐに動く

②丁寧に

- ・ 話を聞くのはじっくりと
- ・ 指導・支援も丁寧に

③チームで

- ・ 「報告・連絡・相談」の確認
- ・ 複数での事実確認と指導・支援
- ・ いじめられている児童の心のケア

(4) いじめの解消のための取組

① いじめは決して許さない指導

- ・ いじめを行った児童への適切且つ毅然とした指導
- ・ 保護者に対する助言・支援

② いじめを許容しない集団

- ・ いじめを知らせる勇気
- ・ いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性の指導

③ 児童の日常的な指導

- ・ 配慮の必要な児童への適切な支援
- ・ 保護者との連携
- ・ 周囲の児童に対する必要な指導

3 いじめ防止等のための組織の設置及び具体的な取組

通常時は、いじめの防止等を実効的に行うため、定期的に「児童理解全体会」（年2回）と「児童指導支援委員会・いじめ対策委員会」（月1回）を開催します。いじめ事案（疑いの場合も含む）発生時は、「いじめ対策委員会」を緊急開催し、早期解決にあたります。

(1) 組織の設置

- ① 児童指導支援委員会
- ② 児童理解全体会
- ③ いじめ対策委員会

(2) 組織の構成員

- ① 管理職・各学年代表・養護教諭・教育相談コーディネーター・児童指導担当
- ② 全教職員
- ③ 全教職員（必要に応じて、スクールカウンセラー、教育委員会指導主事、関係機関の助言者等、専門家の参加を求める）

(3) 組織の役割

- ① 児童の学校生活についての情報交換、及び共通行動について話し合うとともに、基本方針に基づく、いじめ防止の取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。
- ② 配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動について話し合いを行う。
- ③ いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。

(4) 年間計画

別紙1「令和5年度 小田原市立富水小学校 いじめ防止指導等年間計画」を、必要に応じ追加・修正していきます。

4 重大事態への対処について

(1) 重大事態

- ① いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
 - ・ 自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

- ② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき（年間30日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。）
→ ①②の場合、学校は、直ちに重大事態と判断し、事実関係を明確にするための調査に着手します。

- ③ 児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申し立てがあった場合
→ 学校は、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたります。

(2) 重大事態発生の調査・報告・公表

- ③ 重大事態が発生した旨を、小田原市教育委員会に速やかに報告します。
- ④ 小田原市教育委員会と協議の上、当該事案に対処するため、関係機関の助言者等の専門家を参加要請し、いじめ対策委員会を緊急開催します。
- ⑤ いじめ対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- ⑥ 学校が実施した調査結果は、市教育委員会を通じて、直接、市長に報告します。
- ⑦ 学校は、調査結果について、事案の内容、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して適切に判断し特別の支障がなければ公表を行います。

(2) 児童・保護者への情報提供

上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適時・適切な方法で提供していきます。

5 その他

(1) 学校基本方針の点検と見直し等

必要に応じて、取り組みが実情に即して適切に機能しているかどうか点検し、見直しを行います。

(2) 富水小学校いじめ対応マニュアルをもとに事案に対する具体的な対応を行います。

平成26年3月7日策定

平成29年6月1日一部変更

平成30年6月1日一部変更

令和3年4月1日一部変更

令和4年4月1日一部変更

令和5年4月1日一部変更

別紙 1

令和5年度 小田原市立富水小学校 いじめ防止指導等年間計画

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止基本方針について共通理解【年度当初職員会議】 いじめアンケート 児童に対する情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> 学級ルールづくり【学級活動・朝の会・帰りの会】 	<ul style="list-style-type: none"> 学級づくりについての説明【学年・学級懇談会】 保護者との情報交換【教育相談】
5月	<ul style="list-style-type: none"> 児童に対する情報交換 YP 検査① 	<ul style="list-style-type: none"> 行事を通した人間関係づくり【修学旅行】 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> 児童に対する情報交換 YP 検査①結果を踏まえた考察と対応策の共有 いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 縦割り班遊び 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> 児童に対する情報交換 いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 縦割り班遊び 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者との情報交換【教育相談】
8月	<ul style="list-style-type: none"> 児童に対する情報交換 		
9月	<ul style="list-style-type: none"> 児童に対する情報交換 いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 行事を通した人間関係づくり【遠足・宿泊学習】 縦割り班遊び 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> 児童に対する情報交換 いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 縦割り班遊び 運動会 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者との情報交換【学年・学級懇談会】
11月	<ul style="list-style-type: none"> 児童に対する情報交換 Q-U、YP 検査② 	<ul style="list-style-type: none"> 縦割り半遊び 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> Q-U、YP 結果②を踏まえた考察と対応策の共有 いじめアンケート 児童に対する情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価の実施 スポーツ集会 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者との情報交換【教育相談】 学校評価の実施
1月	<ul style="list-style-type: none"> 児童に対する情報交換 いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 縦割り班遊び 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> 児童に対する情報交換 いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 縦割り班遊び 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者との情報交換【学年・学級懇談会】
3月	<ul style="list-style-type: none"> 児童に対する情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> 縦割り班遊び 行事を通した人間関係づくり【6年生を送る会】 	

別紙 2

(富水小学校いじめ対応マニュアル)

1 「学校生活上での危機管理」

(1) いじめられた児童からの事実確認及び保護者への対応

- ・管理職や関係教職員でこれまでの経過を共通理解し、事実確認を行う際の配慮すべき点を確認する。

[児童]

- ・保護者の了解を得た上で事実確認を行う。
- ・児童の思いや願いをしっかりと受け止めながら、可能な限り詳細に聞く。
- ・児童の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や、感情が高ぶることがあるので、時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら事実確認する。

[保護者]

- ・保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪をする。
- ・児童と保護者に、学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応については、今後、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

(2) 対応方針の決定及び役割分担

- ・管理職や関係教職員で、これまでの情報と家庭訪問で得た情報をもとに協議し、課題を明確にするとともに、今後の指導方針及び指導内容、役割分担について決定する。
- ・収集した情報は速やかに児童指導担当や管理職に伝えることができるように、教師の情報連絡体制を整える。

(3) いじめた児童・周囲の児童からの事実の調査・確認

- ・5W1Hに基づき、正確に事実を把握する。聞き取る際には、児童の人権やプライバシーに配慮するとともに、思いこみや憶測が入らないように慎重に行う。
- ・いじめた児童から聞き取る際には、心理的な圧迫感を与えないように慎重に行う。
- ・周囲の児童から聞き取る際には、例えば、グループで面接し、「困っている友だちはいないか」などの問いかけから聞き取りを行うなどの工夫を行う。

(4) いじめた児童・保護者への対応

- ・家庭訪問等により、児童と保護者に直接対応する。(電話は避ける。) その際担任だけでなく学年主任が同席するなど、複数の教師で対応する。
- ・児童に確認した事実に基づき、行った行為及びその行為を受けた児童の心情を伝える。
そして、行為の重大性に気づかせ、反省を促すとともに、謝罪の方法等についてともに考えながら指導する。
- ・保護者に、いじめの解決を通して児童のよりよい成長を促したいという教師の願いを伝え、協力を求める。
- ・保護者が孤立感を感じないように配慮し、保護者とともに解決に向けての取組を考えながら家庭での子どもへの接し方等について助言する。

(5) 学級・学年全体への指導

- ・いじめられた者のつらさを理解させるとともに、はやし立てたり傍観したりする行為がいじめを助長させることを理解させ、いじめを許さない態度の育成を図る。
- ・いじめの事実を伝えて指導する場合は、必ず本人と保護者の了解を得て行う。

(6) 指導の継続

- ・担任は、いじめられた児童やいじめた児童の保護者に指導経過を報告したり、その後の家庭での様子について情報交換したりするなど、継続して児童の成長を見守る。
- ・関係した児童の成長についての情報を教師間で定期的に交換し、共有化を図る。また、教師から声をかけ、見守ってくれているという安心感を与えるようにする。

(7) 関係機関との連携

- ・児童に対する継続的なカウンセリングを依頼するなど、スクールカウンセラーや相談機関と連携を図る。
- ・暴力や恐喝等を伴ういじめについては、早急に警察との連携を図る。

2 未然防止・早期発見のポイント

(1) いじめに関する校内体制の確立

いじめに関する委員会等を設置し、教師の認識を高める取組や、悩み調査を実施する取組、緊密な情報交換等により、いじめの未然防止に向けた取組を充実する。また、いじめは絶対に許さないという教師の姿勢を、日ごろから折に触れ児童に示す。

(2) いじめを許さない学校・学級づくり

児童会活動や学級活動等を通じて、いじめを見かけたら、児童がその場で注意することのできる、いじめを許さない学校・学級づくりを行う。

(3) 教育相談の充実

定期的な教育相談や、教師から積極的に声をかけて気軽に相談できるような場面づくりを心がけ、児童一人ひとりと話し合う機会を多くもつ。また、個人面接や集団面接等、面接方法も工夫する。

(4) 保護者・地域との連携

保護者や地域からの情報が得やすいように、例えば登下校の様子等について、保護者や地域の協力者と定期的に連絡を取り合うなど、連絡体制を確立しておく。